

議案第 62 号
議決第 号

始良市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の件

始良市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正したい。よって、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定に基づき、議会の議決を求める。

平成30年9月4日提出
始良市長 湯元 敏浩

始良市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

第1条 始良市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年始良市条例第22号）の一部を次のように改正する。

第10条第3項第4号を次のように改める。

(4) 教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第4条に規定する免許状を有する者

第10条第3項に次の1号を加える。

(10) 5年以上放課後児童健全育成事業に従事した者であって、市長が適当と認めたもの

第2条 始良市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を次のように改正する。

第10条第3項第5号中「卒業した者」の次に「（該当学科又は当該課程を修めて同法の規定による専門職大学の前期課程を修了した者を含む。）」を加える。

附 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の始良市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の規定は、平成30年4月1日から適用する。